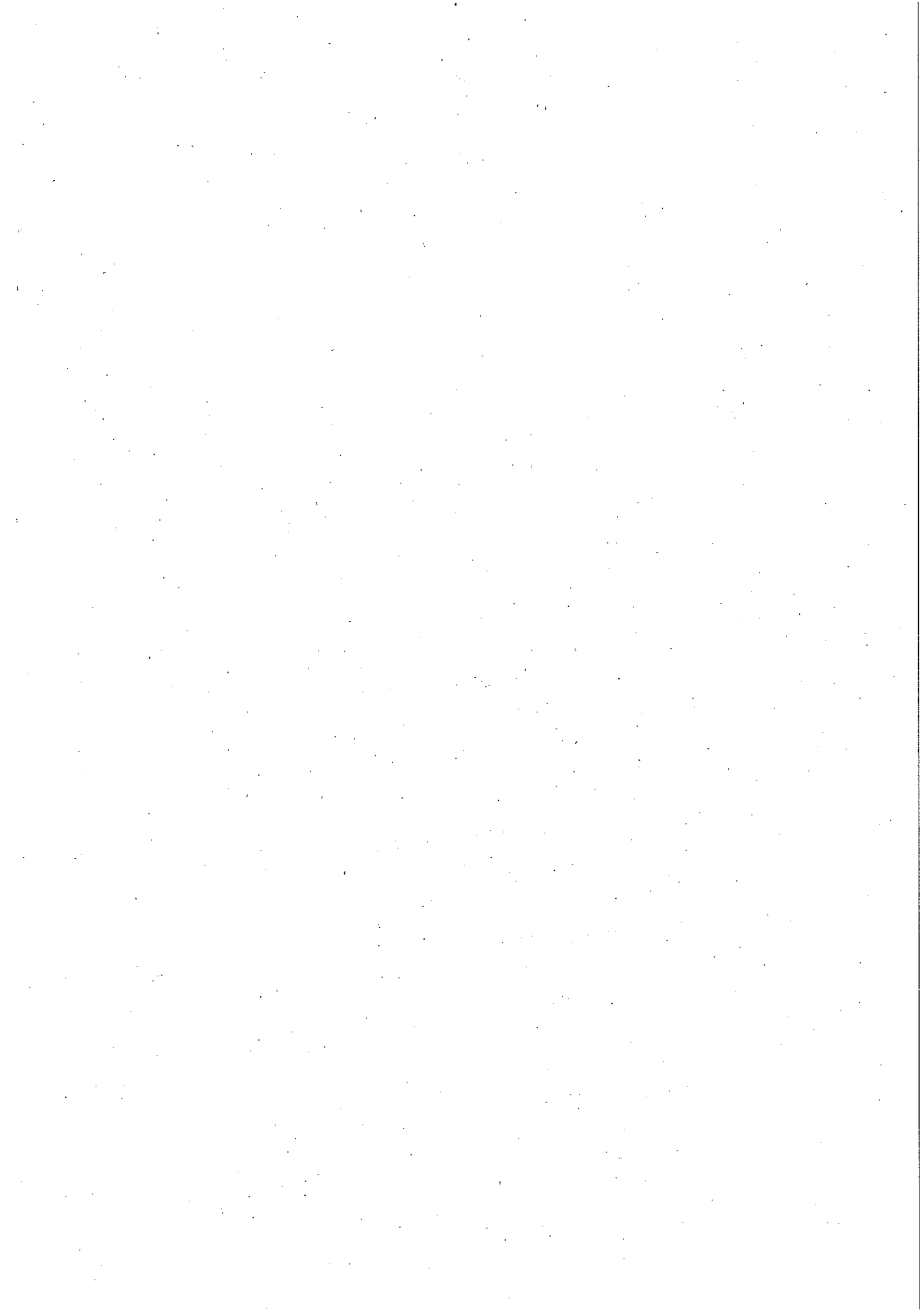


建設工事等に係る

入札保証金・契約保証金の取扱いについて

- 1 入札保証金の取扱いについて・・・・・・・・・・1 ページ
- 2 契約保証金の取扱いについて・・・・・・・・・・5 ページ



建設工事等に係る入札保証金の取扱いについて

建設工事並びに森林整備業務及び建設コンサルタント等の業務に係る入札に際して納付していただく入札保証金の取扱いについては、下記のとおりとします。

1 入札保証金の納付について

財務規則（昭和42年規則第2号）126条において、入札参加者に、見積る金額の100分の5以上の入札保証金を求めるものと規定されており、原則として入札参加者に金銭的保証を求めることとしています。

なお、金銭的保証は、現金で納付していただくほか、次に記載の、知事が確実と認める担保の提供をもって代えることができます。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 独立行政法人等の発行する債券
- (3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形
- (4) 金融機関の保証する小切手
- (5) 金融機関がする保証

2 入札保証金の納付免除等について

次に記載の要件に該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、納付を免除した金額に相当する金額を納付しなければなりません。

(1) 財務規則第127条第1号による免除

入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、発注者に保険証書を寄託したとき。

(2) 財務規則第127条第2号アによる免除

入札に参加しようとする者が、

過去2年間に国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者

又はこれに準ずる実績を有する者であって、契約を締結しないこととなるおそれがないものであると認められるとき。

この規定による入札保証金の納付の免除を求める場合、入札参加者は、入札の執行前に、「過去の実績に関する申出書」（別紙様式）を発注者に提出して、発注者に履行実績の確認を受けなければなりません。

3 前記2(2)の要件の考え方について

(1) 過去2年間に (2) 国若しくは地方公共団体と (3) 種類 及び (4) 規模 をほぼ同じくする契約 を2回以上にわたって (5) 誠実に履行した実績を有する者

(1) 「過去2年間」

入札時点を起点として過去2か年とし、終点は原則として、しゅん工(完了)年月日とします。

(2) 「国若しくは地方公共団体」

国・地方公共団体の公社・公団、独立行政法人及び地方独立行政法人等は含まれません。

(3) 「種類」をほぼ同じくする契約

「種類」は次の4種類とし、入札に係る案件の種類と同一種類の契約を「種類をほぼ同じくする契約」とします。

- ① 建設工事(工種・業種を問わない。)
- ② 建築工事(構造・業種を問わない。)
- ③ 森林整備
- ④ 建設工事等に係るコンサルタント等の業務(測量(用地測量含む)、調査、設計及び工事監理等)

(4) 「規模」をほぼ同じくする契約

入札書記載金額の70%を下限に発注機関の長が認めた額の契約を「規模をほぼ同じくする契約」とします。

履行実績として申し出た契約額が、入札書の記載金額の70%未満である場合は、入札保証金の納入義務を満たしていないため、入札書が無効となります。

(5) 「誠実に履行した実績」の確認方法

履行実績の確認は、県等との契約に係る実績については、CORINS登録又はTECRIS登録を利用します。

「過去の実績に関する申出書」に、該当する工事(業務)の登録番号を記載することにより、確認書類の添付を不要とします。

なお、CORINS登録又はTECRIS登録で確認できない契約の場合は、「しゅん工(完了)検査結果通知書」の写し又はこれと同等の書類の写し(契約書の写しを含む。)を「過去の実績に関する申出書」に添付していただき、これにより確認します。

4 参加希望型競争入札に係る入札保証金に関する特例について

(1) 前記(4)の「規模」をほぼ同じくする契約に関する特例

参加希望型競争入札の場合は、300万円以上で発注機関の長が認めた額の契約を「規模をほぼ同じくする契約」とします。

ただし、入札書記載金額の70%が300万円未満の場合は、前記3(4)により、入札書記載金額の70%を下限に発注者が認めた額の契約を「規模をほぼ同じくする契約」とすることができます。

なお、この場合、提出した「過去の実績に関する申出書」は、発注者において受付印を押印の上、申出書の写しを交付しますが、交付を受けた申出書の写しを他の案件に使用すること(下記(2)の②による取扱い)はできません。

(2) 「過去の実績に関する申出書」に関する特例

① 上記2の(2)により免除を受ける際に提出された「過去の実績に関する申出書」の履行実績を確認した発注者は、当該「過去の実績に関する申出書」末尾の「参加希望型競争入札に係る特記事項」に必要事項を記載し、これを複写したものを申出者に交付します。

② 前記①により、交付された「過去の実績に関する申出書」の写しは、有効期限内でかつ同一種類の場合に限り、別の参加希望型競争入札において、この「過去の実績に関する申出書」の写しを提出することで入札保証金の納付の免除を受けることができます。

この場合、提出した「過去の実績に関する申出書」の写しは、返還されます。

今回の改正前(平成27年3月31日まで)に契約実績の確認を受けた「入札保証金免除申請書」の写し(当該契約実績の有効期限」欄の有効期限が、本案件の入札日以降のものに限る。)についても同様に取り扱うこととしています。

適用年月日 この取扱いは、平成27年4月1日の入札から適用します。

(別紙様式)

過去の実績に関する申出書

平成 年 月 日

長野県 発注機関の長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

貴事務所が発注する工事(業務)の入札にあたり、財務規則第127条第2号アに規定する過去の履行実績について申し出ます。

記

1 免除を受ける工事(業務)名

該当工事(業務)名	
-----------	--

2 免除を受ける入札保証金額

免除を受けたい入札保証金の金額 (入札書記載金額の100分の5(円未満端数切上げ)相当額)	円
--	---

3 過去の履行実績

過去2年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、以下のとおり2回以上にわたって締結し誠実に履行した実績を有している。

契約の相手方	工事(業務)名	契約金額(円)	しゅん工(完了)年月日 〔履行期間〕	コリンズ・テクリス 登録番号等
			平成 年 月 日 〔 H . . . ~ H . . . 〕	
			平成 年 月 日 〔 H . . . ~ H . . . 〕	

注1 記載できる履行実績は、参加希望型の場合は300万円以上、その他の入札は入札額の70%以上の額の契約に係る履行実績となります。

注2 履行の実績として、公団・公社との契約に係るものは対象となりませんので、ご注意ください。

注3 コリンズ(テクリス)登録されている工事(業務)の場合は、対象工事(業務)の登録番号を備考欄に記載してください。

※ 添付書類 コリンズ(テクリス)登録されていない工事(業務)の場合は、国又は地方公共団体との契約に係る「しゅん工(完了)検査結果通知書」の写し又はこれと同等の書類の写し(契約書の写しを含む。)を添付してください。

実績申出者の連絡先	部署	電話
	氏名	FAX

- 参加希望型競争入札に係る特記事項(参加希望型競争入札の場合に発注機関が記入)
下記有効期限内かつ同一種類の参加希望型競争入札に限り、「本申出書の写し」を入札に参加する際に発注者に提出することで入札保証金が免除されます。
なお、提出した「本申出書の写し」は返却されません。

※受付発注機関記入欄	本申出書の有効期限	平成 年 月 日まで
	工事又は業務の種類	

建設工事等に係る契約保証金の取扱いについて

建設工事及び森林整備業務（以下「建設工事等」という。）並びに建設コンサルタント等の業務（以下「建設工事等に係る委託」という。）に係る契約を締結するときに納付していただく契約保証金の取扱いについては、下記のとおりとします。

1 契約保証金の納付について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16及び財務規則（昭和42年規則第2号）142条において、契約締結の際には、契約を締結する者に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めていただくものと規定されており、原則として入札参加者に金銭的保証を求めるとしてあります。

なお、金銭的保証は、現金で納付していただくほか、次に記載の、知事が確実と認める担保の提供をもって代えることができます。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 独立行政法人等の発行する債券
- (3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形
- (4) 金融機関の保証する小切手
- (5) 金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「前払金保証事業会社」という。）がする保証

契約変更により契約金額が変わる場合

- (1) 契約変更により契約金額が増額となった場合
変更後の契約金総額の100分の10以上の契約保証金が必要となりますので、増額分の金額の100分の10以上の金額を追加して納付いただきます。
- (2) 変更契約により契約金額が減額となった場合
受注者に過度の負担がかかる場合や受注者から申し出があった場合には、契約保証金を減額（返還）することとなります。

金融機関又は前払金保証事業会社の保証に係る工期延長の場合の取扱い

工期の延長に係る変更契約が行われる場合は、次のとおり取扱います。

- (1) 金融機関の保証については、保証期間の変更を証する保証証書の提出が必要となります。
- (2) 前払金保証事業会社の保証については、保証期間が工期変更に対応した期間に自動的に変更されることから、改めて保証期間の変更を証する保証証書の提出は必要ありません。

2 契約保証金の納付免除等について

財務規則第143条において契約保証金の全部又は一部を免除することができる場合が定められていますが、建設工事等及び建設工事等に係る委託の契約保証金の納付の免除等については、次のとおり取り扱うこととします。

(1) 契約保証金の免除が認められない場合

建設工事等の契約金額が500万円以上である場合は、原則として、契約保証金の納付の免除を認めないこととします。

(2) 契約保証金免除の取扱い

- ① 建設工事等の契約保証金免除の取扱いは、下記3のとおりです。
- ② 建設工事等に係る委託の契約保証金免除の取扱いは、下記4のとおりです。
- ③ 契約保証金免除に係る提出書類については、下記5のとおりです。

ただし、落札者が契約を履行しないときは、納付を免除した金額に相当する金額を納付しなければなりません。

また、契約保証金の納付免除は、例外的な措置であることから、一旦納付された契約保証金を返還した上で、改めて免除をすることはできません。

(3) 財務規則第143条第3号に係る用語の定義等

《財務規則第143条第3号》

「契約人が、⁽¹⁾過去2年間に⁽²⁾国若しくは地方公共団体と⁽³⁾種類及び⁽⁴⁾規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって⁽⁵⁾誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。」は、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 「過去2年間」

契約締結時点を起点として過去2か年とし、終点は原則として、しゅん工(完了)年月日とします。

なお、変更契約における「過去2年間」の起点は、原則としては変更契約締結時点ですが、変更契約締結日が必ずしも変更事由発生日ではないことから、当初契約締結時点を起点としても差し支えないものとします。

(2) 「国若しくは地方公共団体」

国・地方公共団体の公社・公団、独立行政法人及び地方独立行政法人等は含まれません。

(3) 「種類」をほぼ同じくする契約

「種類」は次の4種類とし、契約する案件の種類と同一種類の契約を「種類をほぼ同じくする契約」とします。

- ① 建設工事(工種・業種を問わない。)
- ② 建築工事(構造・業種を問わない。)
- ③ 森林整備
- ④ 建設工事等に係るコンサルタント等の業務(測量(用地測量含む)、調査、設計及び工事監理等)

(4) 「規模」をほぼ同じくする契約

契約金額(変更契約の場合は変更後の契約金総額)の70%を下限に発注機関の長が認めた額の契約を「規模をほぼ同じくする契約」とします。

(5) 「誠実に履行した実績」の確認方法

履行実績の確認は、県等との契約に係る実績については、CORINS登録又はTECRIS登録を利用します。

「過去の実績に関する申出書」に、該当する工事(業務)の登録番号を記載することにより、確認書類の添付を不要とします。

なお、CORINS登録又はTECRIS登録で確認できない契約の場合は、「しゅん工(完了)検査結果通知書」の写し又はこれと同等の書類の写し(契約書の写しを含む。)を「過去の実績に関する申出書」に添付していただき、これにより確認します。

3 建設工事等の契約保証金免除の取扱い

(1) 財務規則第143条第1号又は第2号による免除

- ① 履行保証保険契約による保険証券又は工事履行保証契約による履行保証証券を発注者に寄託し若しくは差し入れたときに免除することができます。
- ② 変更契約の際は、変更契約後の契約金総額の10%以上となるよう保証契約を変更し、変更後の保険証券又は履行保証証券を発注者に寄託し若しくは差し入れたときに免除することができます。
- ③ 変更契約前に一部でも契約保証金を納付(現金による納付及び現金に代わる担保の提供。以下同じ。)しているときは、この規定による免除は認められません。
- ④ 変更契約前の契約保証金の全部を、この規定以外の規定により免除している場合は、変更契約後の契約金総額の10%以上の保険証券又は履行保証証券を発注者に寄託し若しくは差し入れたときに免除することができます。

(2) 財務規則第 143 条第 3 号による免除

財務規則第 143 条第 3 号による契約保証金免除の取扱いは次のとおりです。

① 当初契約の場合

次により契約保証金を免除できるものとします。

なお、契約金額が 500 万円以上の場合は、契約保証金の免除はできません。

契約金額の区分	契約保証金免除の要件
契約金額 500 万円未満	契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたとき。

② 変更契約の場合

ア 当該変更前の契約金総額が 500 万円未満の場合

次により契約保証金を免除することができます。

なお、変更契約前に契約保証金の一部でも納付している場合は、納付済の契約保証金額と変更契約後の契約保証金の差額部分を免除するものとします。

また、当該変更前の契約保証金が、財務規則第 143 条第 1 号又は第 2 号により免除されている場合は、前記 (1) ②により取扱うこととなります。

契約金額の区分	当該変更前の保証金の状況	契約保証金免除の要件
1 変更後の契約金総額 500 万円未満	変更前の保証金 が、納付されている か、免除されている かを問わない	契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び増額変更後の契約金総額に対して規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたとき。
2 変更後の契約金総額 500 万円以上	(1) 納付がある場合 (一部でも納付されている場合を含む)	増額変更後の契約金総額から納付相応契約金額を減じた金額が、納付相応契約金額の 10 分の 3 以下であるときに限り、契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び増額変更後の契約金総額に対して規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたとき。
	(2) 保証金の全額について免除されている場合	変更による増額分(複数回の変更の場合は、変更による増額の累計額。)が、当初契約金額の 10 分の 3 以下で、かつ、工事の出来高が変更後の契約金総額の 2 分の 1 以上であるときに限り、契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び増額変更後の契約金総額に対して規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたとき。

- ③ 当該変更前の契約金総額が 500 万円以上の場合
次により契約保証金を免除することができます。
- なお、更契約前に契約保証金の一部でも納付している場合は、納付済の契約保証金額と変更契約後の契約保証金の差額部分を免除するものとします。
- また、当該変更前の契約保証金が、財務規則第 143 条第 1 号又は第 2 号により免除されている場合は、(1)②により取扱うこととなります。

変更前の契約における保証金	契約保証金免除の要件
納付がある場合 (一部納付(一部免除)されている場合を含む)	前記(2)②の表中の2(1)の契約保証金免除の要件を満たしたとき。
上記2(1)②(イ)により保証金の全額について免除されている場合	前記(2)②の表中の2(2)の契約保証金免除の要件を満たしたとき。

(3) 財務規則第 143 条第 7 号による免除

- ① 契約金額が 100 万円未満であり、かつ、契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたときに免除することができます。
- ② 変更契約の際は、変更後の契約金総額が 100 万円未満であり、かつ、契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたときに免除することができます。
- この場合、変更契約前に一部でも契約保証金を納付している場合は、納付済の契約保証金額と変更契約後の契約保証金の差額部分を免除するものとします。
- ③ 当該変更前の契約保証金が、財務規則第 143 条第 1 号又は第 2 号により免除されている場合は、(1)②により取り扱うこととなります。

4 建設工事等に係る委託の契約保証金免除の取扱い

(1) 財務規則第 143 条第 1 号又は第 2 号による免除

- ① 履行保証保険契約による保険証書又は工事履行保証契約による履行保証証券を発注者に寄託し若しくは差し入れたときに免除することができます。
- ② 変更契約の際は、変更契約後の契約金総額の 10% 以上となるよう保証契約を変更し、変更後の保険証書又は履行保証証券を発注者に寄託し若しくは差し入れたときに免除することができます。
- ③ 変更契約前に一部でも契約保証金を納付(現金による納付及び現金に代わる担保の提供。以下同じ。)しているときは、この規定による免除は認められません。
- ④ 変更契約前の契約保証金の全部を、この規定以外の規定により免除している場合は、変更契約後の契約金総額の 10% 以上の保険証書又は履行保証証券を発注者に寄託し若しくは差し入れたときに免除することができます。

(2) 財務規則第 143 条第 3 号による免除

- ① 契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めるときに免除することができます。
- ② 変更契約については、契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び変更後の契約金総額と規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めるときに免除することができます。
この場合、変更契約前に契約保証金の一部でも納付している場合は、納付済の契約保証金額と変更契約後の契約保証金の差額部分を免除するものとします。
- ③ 当該変更前の契約保証金が、財務規則第 143 条第 1 号又は第 2 号により免除されている場合は、(1)②により取扱うこととなります。

(3) 財務規則第 143 条第 7 号による免除

- ① 契約金額が 100 万円未満であり、かつ、契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めるときに免除することができます。
- ② 変更契約の際は、変更後の契約金総額が 100 万円未満であり、かつ、契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めるときに免除することができます。
この場合、変更契約前に一部でも契約保証金を納付している場合は、納付済の契約保証金額と変更契約後の契約保証金の差額部分を免除するものとします。
- ③ 当該変更前の契約保証金が、財務規則第 143 条第 1 号又は第 2 号により免除されている場合は、(1)②により取り扱うこととなります。

5 契約保証金免除に係る提出書類

(1) 財務規則第 143 条第 1 号又は第 2 号による免除の提出書類

免除規定区分	契約区分	提出書類等
第 143 条第 1 号	当初契約	履行保証保険契約に係る保険証書
	変更契約	変更後の契約内容に則し変更した履行保証保険契約に係る保険証書
第 143 条第 2 号	当初契約	工事履行保証契約に基づく履行保証証券
	変更契約	変更後の契約内容に則し変更した工事履行保証契約に基づく履行保証証券

(2) 財務規則第143条第3号による免除の提出書類

① 当初契約

ア 「過去の実績に関する申出書」(別紙様式)

※ コリンズ(テクリス)登録されている対象工事の登録番号を申出書に記載した場合は、次のイの提出は不要です。

イ 過去2年間の実績を証する書類

(国又は地方公共団体との契約に係るしゅん工(完了)検査結果通知書の写し又はこれと同等の書類(契約書を含む)の写し)

② 変更契約

ア 当該変更前の契約に係る保証金について、財務規則第143条第3号による免除がなく、「過去の実績に関する申出書」の提出がない場合。

(ア) 「過去の実績に関する申出書」(別紙様式)

※ コリンズ(テクリス)登録されている対象工事の登録番号を申出書に記載した場合は、次の(イ)の提出は不要です。

(イ) 過去2年間の実績を証する書類

(国又は地方公共団体との契約に係るしゅん工(完了)検査結果通知書の写し又はこれと同等の書類(契約書を含む)の写し)

イ 当該変更前の契約に係る保証金について、財務規則第143条第3号で全額又は一部免除が行われており、過去に「過去の実績に関する申出書」が提出されている場合。

(ア) 当該変更前に行った財務規則第143条第3号による免除の際に確認した履行実績(2件以上)が、今回の変更後の契約金総額に対しても「同規模」である場合は、過去に提出されている書類を今回の免除の根拠書類としますので、当該変更に係る書類の提出は不要です。

(イ) 前記(ア)以外の場合

「過去の実績に関する申出書」(別紙様式)

(当該申出書記載の実績について、確認を行いますので、記載した実績がコリンズ(テクリス)登録以外の場合は、しゅん工(完了)検査結果通知書又は契約書の提示をお願いいたします。)

(3) 財務規則第143条第7号による免除
提出していただく書類はありません。

6 役務的保証を求められた場合の変更契約に係る取扱い

役務的保証(公共工事履行保証契約の付保割合30%以上)を求められた場合の変更契約については、公共工事履行保証契約を変更契約後の契約金総額に係る保証契約に変更し、変更後の公共工事履行保証証券を差し入れてください。

適用年月日 この取扱いは、平成27年4月1日に締結する契約から適用します

財務規則第 143 条第 3 号による保証金免除の具体例

(納付＝現金納付又は担保の提供)

(例 1)

契約区分	契約額 (契約金総額) (千円)	増加額 (千円)	対当初 増額率	増 加 累計額 (千円)	対納付済 増加率	契約保証金		
						納付・免除 の別	納付額 (千円)	納付累計 (千円)
当初契約	30,000				—	納付	3,000	3,000
変更(1)	40,500	10,500	35.00%	10,500	—	納付	1,050	4,050
変更(2)	50,500	10,000	68.33%	20,500	24.69%	免除		
変更(3)	55,000	4,500	83.33%	25,000	35.80%	納付 (免除不可)	1,450	5,500
変更(4)	56,000	1,000	86.67%	26,000	1.82%	免除可能		

- 変更(1)に係る変更増額分(10,500千円)が納付相応契約金額(当初契約額)(30,000千円)の10分の3を超え(35.0%)免除できないため納付(1,050千円)した。
- 変更(2)に係る増額変更後の契約金総額から納付相応契約金額(40,500千円)を減じた金額(10,000千円)は、納付相応契約金額の10分の3以下(24.69%)であるので免除(1,000千円)した。
- 変更(3)に係る増額変更後の契約金総額から納付相応契約金額(40,500千円)を減じた金額(14,500千円)は、納付相応契約金額の10分の3を超える(35.80%)ため免除できない。
増額変更後の契約金総額(55,000千円)の1割以上となるよう追加納付(1,450千円)した。
- 変更(4)に係る増額変更後の契約金総額から納付相応契約金額(55,000千円)を減じた金額(1,000千円)は、納付相応契約金額の10分の3以下(1.82%)であるので免除(100千円)できる。

(例 2)

	契約額 (契約金総額) (千円)	増加額 (千円)	対当初 増額率	増 加 累計額 (千円)	対納付済 増加率	工事 出来高 (千円)	契約保証金		
							納付・免除 の別	納付額 (千円)	納付累計 (千円)
当初契約	4,600						免除		
変更(1)	4,900	300	6.52%	300		2,000	免除		
変更(2)	5,750	850	25.00%	1,150		3,000	免除		
変更(3)	6,000	250	30.43%	1,400	—	4,000	納付 (免除不可)	600	600
変更(4)	7,700	1,700	67.39%	3,100	28.33%	5,000	免除可能		

- 変更(1)に係る増額は、変更後の契約総額が500万円未満であるので免除した。
- 変更(2)に係る増額分(1,150千円)は、当初契約金額の10分の3以下で、かつ、工事の出来高が変更後の契約金総額の2分の1(2,875千円)以上(3,000千円)であるので免除(575千円)した。
- 変更(3)に係る増額分(1,400千円)は、当初契約金額の10分の3を超えるため免除できない。
増額変更後の契約金総額(6,000千円)の1割以上となるよう納付(600千円)した。
- 変更(4)に係る増額変更後の契約金総額から納付相応契約金額を減じた金額(1,700千円)は、納付相応契約金額(6,000千円)の10分の3以下(28.33%)であるので免除(170千円)できる。

(別紙様式)

過去の実績に関する申出書

平成 年 月 日

長野県〇〇〇〇事務所長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

建設工事等又は建設工事等に係る委託の契約について、財務規則第143条第3号に規定する過去の履行実績について申し出ます。

記

1 免除を受ける工事(業務)名

該当工事(業務)名	
-----------	--

2 免除を受ける契約保証金額

免除を受けたい契約保証金の金額 (契約金額(変更後の契約金総額)の100分の10 (円未満端数切上げ)相当額)	円
---	---

3 過去の履行実績

過去2年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、以下のとおり2回以上にわたって締結し誠実に履行した実績を有している。

契約の相手方	工事(業務)名	契約金額(円)	しゅん工(完了)年月日 〔履行期間〕	コリンズ・テクリス 登録番号等
			平成 年 月 日 〔 H . . . ~ H . . . 〕	
			平成 年 月 日 〔 H . . . ~ H . . . 〕	

注1 記載できる履行実績は、契約額(変更契約に係るものは、変更後の契約金総額)の70%以上の額の契約に係る履行実績となります。

注2 履行の実績として、公団・公社等との契約に係るものは対象となりませんので、ご注意ください。

注3 コリンズ(テクリス)登録されている工事(業務)の場合は、対象工事(業務)の登録番号を備考欄に記載してください。

※ 添付書類 コリンズ(テクリス)登録されていない工事(業務)の場合は、国又は地方公共団体との契約に係る「しゅん工(完了)検査結果通知書」の写し又はこれと同等の書類の写し(契約書の写しを含む。)を添付してください。

実績申出者の連絡先	部署 氏名	電話 FAX
-----------	----------	-----------

